

工期途中における現場代理人及び主任技術者の変更について

当企業団が発注する建設工事における現場代理人等の工期途中の変更については、これまで、「病気、死亡、退職等極めて特別な理由」ではない限り認めないものとしておりましたが、建設現場における働き方改革等の観点を踏まえ、その制限内容を緩和いたします。

1 緩和内容

《変更前》

既に契約を締結し、「現場代理人等通知書」を提出している工事の現場代理人又は主任技術者を変更できるのは、「病気、死亡、退職等極めて特別な理由」がある場合に限られます。



《変更後》

既に契約を締結し、「現場代理人等通知書」を提出している工事の現場代理人又は主任技術者を変更できるのは、「死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地への工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合等」に限られます。

2 適用日

令和6年4月1日

3 その他

本取扱いは、「監理技術者制度運用マニュアル(国土交通省)」に基づくものです。

お問い合わせ先 総務課管財係 電話 0225-95-6713